平成22年6月25日

教育委員会第6回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第6回定例会記録

平成22年6月25日(金曜日) 開会年月日 午後 1時30分開会

午後 2時30分閉会

開催の場所 石巻市図書館多目的室

出席委員 5名

委 長 阿部 盛 男 君 委 鶴岡昭雄君 員 員

(委員長職務代行者)

委 佐 員 藤 美 君 委 員 津嶋 ウ君 公 ユ

튽 教 綿 引 雄 一 君

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

事務局長 今 野 慶 正 君 教育総務課長 吉田祐二君

学校教育課長 山田元 郎 君 学校管理課長 菅 原 正好君

生涯学習課長兼 参 事 兼体育振興課長 石"卷 中公民館 佐 藤 君 橋 忠 之 君 久 高

歴史文化資料 展示施設整備 対 策 室 長 河北事務所長兼 畑 小 君 武 山 君 志

河北総合センター館長

河南事務所長兼遊 楽館 長 雄勝事務所長 地 米 谷 富 宏 君 菊 広 君

桃生事務所長 二君 武山更 牡 鹿 事 務 所 長 阿部光宏君

千葉和江君 参事兼図書館長

書 記

> 教育総務課長 補 佐 教育総務主 大 崎 正 吾 君 出 浩 君

教育総務 健之君

付議事件

- 一般事務報告
 - ・教育長報告
 - ・平成22年度学校運営の推進に資する取組の推進(教員の勤務負担軽減等)事業の実施について
 - ・平成22年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施内容について
 - ・物損事故の和解及び損害賠償額の決定について
 - ・平成22年度第2次石巻市奨学生の募集について

報告事項

報告第7号 専決処分の報告について

専決第10号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

専決第11号 平成22年度石巻市一般会計補正予算(第2号)(教育委員会の事務 に係る部分)

審議事項

第30号議案 石巻市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

第31号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第32号議案 予算案等に対する意見について

その他

午後 1時30分開会

委員長(阿部盛男君) ただいまから、平成22年第6回定例会を開会いたします。

会議録署名委員の指名

委員長(阿部盛男君) 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

今回は、津嶋委員、よろしくお願いいたします。

本日の案件は、一般事務報告が5件、報告事項が1件、審議事項が2件及びその他となって おります。よろしくお願いいたします。

教育長報告

委員長(阿部盛男君) それでは、一般事務報告に入ります。

初めに、教育長から報告をお願いいたします。

教育長(綿引雄一君) 私のほうから、小中連携についてご報告を申し上げます。

今年の第1回定例会において審議、決定していただきました学校管理規則に小中連携主任を置くものとするということを受けまして、各小中学校で小中連携主任を校務分掌に位置づけました。その主任の出席によって、6月15日、小中連携主任研修会を開催いたしました。山田学校教育課長が講師となっての講話と、それから中学校区ごとの分科会を行い、情報交換と、それから今後の推進計画について話し合いをし作成しました。講話では、小中連携の必要性と進め方を理解し、そして分科会においては、各小中学校が具体的に何を中心として連携の研究や実践をしていくか計画を立てました。今後、具体にどのような実践が展開されていくのか楽しみでもあります。

この小中連携については、ダイレクトに学力向上ということよりも、学力向上を支える学習習慣、例えば学習の決まりとか、あるいは読書習慣の形成や、あるいは生活習慣、早寝早起きとか、あるいはゲームの時間を制限するとか、または、あいさつ、礼儀、言葉遣いなどの規範意識、社会性、そういうものの醸成を図るというような連携による実践も行われればいいかなと期待しているところでもあります。

教育委員会といたしましては、今後は連携主任を中心にして具体の計画を推進し、その報告をもらうようにしていく予定であります。今年度は、恐らく学びステップアップとの関連で各小中学校が進めていくことかと思いますが、校長会議等を通じて小中の連携を進めるよう働き

かけていきたいと考えております。

以上、報告にかえさせていただきます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対してご質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

(発言する者なし)

平成22年度学校運営の推進に資する取組の推進(教員の勤務負担軽減等)事業の実施 について

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

平成22年度学校運営の推進に資する取組の推進(教員の勤務負担軽減等)事業の実施について、教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長(吉田祐二君) それでは、平成22年度学校運営の推進に資する取組の推進事業の実施についてご報告申し上げます。

表紙番号2の1ページをごらん願います。

本事業は、1、事業実施の目的・背景にありますとおり、教員の勤務状況については残業時間がふえており、きめ細やかな学習指導のための準備に十分な時間がとれていない状況にあり、教員が担う学校業務の負担を軽減するため、複数の小中学校の事務職員が連携し共同で事務を行うための実践研究を国の事業を活用して行うものであります。

事業内容としましては、小学校4校、中学校2校の事務職員が週1日から2日、通常多くの学校で教員が処理していると考えられる学校徴収金の出納事務、学籍事務、教科書事務、就学援助事務を中心に、共同実施のメリット、デメリットや課題等の検証も行いながら、円滑な共同実施に向けての実践的な研究を行うものであります。

事業実施の影響及び効果としましては、学校の実態に応じた校務分掌の整備、見直し、効率的な学校事務体制の確立により教員の事務負担を軽減し、児童生徒に向き合える十分な時間の確保を図るための手法等が具体化されると考えております。

事業に要する経費は、石巻市分としましては講演会開催、報告書の作成費用等合わせて98万 8,000円となり、そのほか県事業費としては視察旅費等77万9,000円となっております。

なお、本来であれば補正予算を計上し事業執行すべきでありますが、文部科学省及び宮城県 との委託期間の関係上、予算を流用し対応することとしております。

今後のスケジュールとしましては、文部科学省と宮城県の委託契約締結後、宮城県と石巻市

において再委託契約を締結し事業を実施する予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対してご質問等ございましたら。 どうぞ。

委員(津嶋ユウ君) では、2点ほど質問したいと思います。

まず、1点目ですが、この教員の業務の負担軽減ということは、とても本当に先生方にとっては助かることだから、前々からそういうふうなシステムになればいいなということは、私もずっと思っておりました。ここに挙げられている事務処理1から4までというのはとても大変な仕事で、学校で教員に頼む場合も本当にだれに頼んだらいいか困るくらいな仕事です。申しわけないなと思いながら、私も頼んだりした記憶もございます。

それで、それが推進されるのはとてもいいなと思うんですが、それをかわりにやってくださるのが事務職員だというところで、一応、試験的に行われるとはいえ、2つの中学校区で行われるようですが、その事務職員の方が週一、二回、各4時間ということは、その日の半日ぐらいですよね。自分の学校の仕事を半日あけて、そちらのほうに費やすということなんですが、その辺のところで事務職員のほうからは快く了解を得ているものなのかどうかということ、それから、こうすることによって各学校のほうの本来の事務職員の仕事に影響はないものなのかとか、その辺のところはもちろん考えてくださっているとは思うんですけれども、確かなところをお聞きしたいと思いますが。

委員長(阿部盛男君) ただいまの2点について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長(吉田祐二君) この共同実施に関しましては、国の委託事業という形で進めるわけでございますけれども、実は3年ほど前に宮城県で共同実施というものを実施した経過がございます。ただ、その後ちょっと若干時間が置いて生かされていなかったという経過もあるんですけれども、今回、内々に石巻地区の事務の方たちが、共同実施できないかということの研究を独自でしていたようでございます。それを活用して、県が国のほうに委託事業として推薦したという状況もございますので、その点のご心配はというか、ご了解はいただいております。

それで、あと2点目の本来の学校の事務に支障はないかということでございますけれども、これは今後、学校経営に事務職員の方がいろいろ携わっていかなければいけないということもございまして、そういったことも含めまして、単純に事務量がふえますと、1名ずつしか配置されていない事務職員の方は大変でございますので、それらを共同実施することによって幾ば

くか軽減されるといいますか、効率化を図られるといいますか、その辺を具体に研究しながら 進めていきたいということでございますので、逆に言えば、共同実施することによって個々人 の事務負担というものが軽減されればよろしいのかなという考えではおります。

委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。

委員(津嶋ユウ君) ありがとうございます。

もう一点よろしいですか、今のところ、まとめて。

委員長(阿部盛男君) はい、どうぞ。

委員(津嶋ユウ君) 県の事業の中に視察があるわけですね。先進校というか、そういう先進地の視察なのかと思うんですが、そこに宮崎県というのが出ているんですけれども、東北から九州の宮崎県に視察に行くことになる予定なのかなと思うんですが、その九州まで行く間に、関東とか関西とか途中もっと近場ではこういうことを実施しているところとかはないものなのでしょうか、おわかりでしたら。

委員長(阿部盛男君) 教育総務課長。

教育総務課長(吉田祐二君) 実際、この共同実施されているところというのはまだ数少ないと思います。現実に行っているのが九州、この宮崎が先進事例ということでして、まだその途中のほうでは今回進めようとしているこの共同実施の事例が見当たらないといいますか、ほかにも共同実施している部分があるようなんですけれども、この宮城県、例えば石巻の事務の方たちが進めようとしている研究内容に合っているのが、この宮崎ということで話は伺っております。

委員長(阿部盛男君) 教育長、どうぞ。

教育長(綿引雄一君) 教育総務課長の話したとおり、説明したとおりでございますが、そもそも、この話については石巻市内の先導的な考え方の事務職員の方々が、事務の共同実施によってできるだけ効率化を図りたいという考え方を持っておりました。ただし、もう一方、疑問が出るのは、事務の共同実施をやって効率化を図っていくことによって、事務職員の数や時間が効率化を図られることで減らされるのではないかと、そうであれば私はそれは反対だという考えを持っておりました。

そもそも、本当にねらうところは担任等が子どもと向き合う時間の確保ということがねらいであります。そのことであれば、石巻市で先導的に研究してみる価値があるというように判断いたしました。そして、県からの説明のときは、県教委の総務課が中心ではなくて教職員課、つまり教員の勤務時間とか、あるいはそういうものの負担軽減を図るというところの担当が来

て説明をしていきましたので、そういうことであれば、先導的にこのような研究をして、そして事務の効率化が図られることによって、教員等が子供たちと向き合う時間の確保につながればいいなと判断いたしましてお引き受けするというように考えました。

委員長(阿部盛男君) では、関連でお聞きしますが、今回、いわばこれは石巻市教育委員会としては試行的に1年間やるわけですね。その研究成果を踏まえて、徐々に拡大しながら恒常化していく長期の見通しですか。

教育総務課長(吉田祐二君) はい。当然、これから実際に調査研究に入られるわけですけれども、これで幾ばくかでも効果といいますか、その辺が認められれば、これは全市的にいずれは共同実施できるような体制にいければいいのかなという考えではおります。

委員長(阿部盛男君) わかりました。

その他、ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

平成22年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施内容について 委員長(阿部盛男君) それでは、次に入ります。

平成22年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施内容について、教育総務課長から説明お願いします。

教育総務課長(吉田祐二君) 平成22年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実 施内容についてご報告申し上げます。

表紙番号2の2ページをごらん願います。

前回の定例会におきまして、平成22年度の教育委員会の点検・評価のスケジュール等について説明させていただきました。改めまして、平成22年度の対応といたしまして、点検・評価の対象事業は、平成23年度以降を対象とする石巻市総合計画実施計画調査票を提出した事業について点検・評価を行うものであります。

今年度実施する点検・評価対象事業につきましては、4ページから5ページをごらん願います。

平成23年度以降の総合計画実施計画に位置づけして実施したい事業として、各課から提出された調査票が103件ございますが、平成21年度の事業実績のある事業で、決算資料として主要な施策の成果を市議会に提出する事業を基本として、今年度の点検・評価を実施する予定であり、具体には点検・評価対象事業欄で黒丸を記載している40事業を予定しております。

点検・評価の方法等につきましては、今月末に学識経験者への事前説明を行いまして、来月の10日ごろまでに意見聴取会を実施する予定としております。その結果をとりまとめまして、7月中旬に各委員の皆様に調査票等の資料を事前に配付し、7月の教育委員会定例会において教育委員会としての点検・評価を実施する予定でおります。

学識経験者の活用方法等につきましては、各課等が行った評価、改善、見直し内容に対して 意見をいただく形での活用を図りたいと考えております。また、今年度の学識経験者として、 前教育委員長であります石巻専修大学の松田孝子教授、教育委員会の行政経験のある市職員O Bの新妻周俊さんの2名の方に依頼しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長(阿部盛男君) ただいまの点検・評価についてのご報告に対してご質問等ございま したら。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) 2ページですけれども、ミスプリントかなと思ったんですが、真ん中辺です、3の平成22年度の対応の(2)の3行目、「意見聴取(外部評価)を行い」、その次ですが「意見徴収結果を参考にして」とありましたが、「意見聴取」を参考にしての間違いかなと、そうじゃないんですか。単純に打ち間違いですか。「聴取」でいいんですね。

教育総務課長(吉田祐二君) はい。

委員長(阿部盛男君) では、「聴取」と読みかえます。

教育総務課長(吉田祐二君) 失礼しました。「徴収」になっていましたので訂正のほうよるしくお願いいたします。

委員長(阿部盛男君) 「意見聴取」というふうに訂正していただきます。

ございませんでしょうか、この件に関して。

(発言する者なし)

物損事故の和解及び損害賠償額の決定について

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

物損事故の和解及び損害賠償額の決定について、教育総務課長から報告お願いします。

教育総務課長(吉田祐二君) それでは、器物破損事故の和解及び損害賠償の決定について ご報告申し上げます。

平成22年5月8日、追波川河川運動公園テニスコートで開催されました第17回隣接中学校

ソフトテニス大会におきまして、石巻市立河南西中学校が所有する簡易テントが強風で駐車場側に飛ばされ、駐車していた2台の車に接触したものでございます。

今回の事故原因は、駐車している車両への物損事故で、強風によるものではありますが、テントを十分に固定しなかったことが原因により発生したものであります。このことから、市側の過失割合を10割とし、本件事故の対物損害賠償、相手方の車両修理代でございますが、2人のうち1人目は金10万2,597円を支払うことで平成22年5月25日に示談が成立、2人目につきましても金18万8,205円を支払うことで平成22年6月14日に示談が成立しているところです。

なお、今回の事故を受けまして、当該学校長に対して事故防止に万全を期するよう指導いた しております。

以上で、一般事務報告を終わらせていただきます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対してご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) 1つだけですが、質問というわけじゃないですが、他県ですけれども、このテントが強風で飛ばされてというのは最近もありましたね。かなり大きいものだったけれども、あのテント、それからネットか何かが飛ばされて子どもが亡くなってしまったんですか、小さい子、たしか小学校何年生かと思いました。強風でのテントが飛ばされての事故がぽつぽつ見受けられます。つきましては、学校行事等でテント設営の際、特に風の強いとき、強さが来ることを想定しての設営が必要じゃないでしょうか。よろしくご指導お願いいたします。

そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

平成22年度第2次石巻市奨学生の募集について

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

平成22年度第2次石巻市奨学生の募集について、学校教育課長から報告お願いいたします。

学校教育課長(山田元郎君) 平成22年度第2次石巻市奨学生の募集についてご説明を申し上げます。

資料2の6ページ及び7ページをごらんください。

平成22年度の奨学生募集につきましては、第4回定例会におきまして、家計急変に見舞われた学生を救済するため、奨学生選考委員会を年2回開催し、年度途中でも採用できるよう予算

措置を行っている旨ご報告いたしておりますが、それに基づき、今回、第2次の奨学生募集を行おうとするものであります。募集期間は、8月2日から8月20日までとし、市報8月号や新聞等を通じて周知しようと考えております。なお、採用者には平成22年度分として12カ月分を9月に一括貸与とすることとしております。

以上、ご報告申し上げます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対してご質問ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

報告第7号 専決処分の報告について

委員長(阿部盛男君) それでは、以上で一般事務報告を終わりまして、次に報告事項に入ります。

報告第7号 専決処分の報告についてのうち、専決第10号 石巻市立学校の授業料等徴収条 例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長からよろしくお願いします。

教育総務課長(吉田祐二君) それでは、ただいま提案されました報告第7号 専決処分の報告についてのうち、専決第10号 石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

表紙番号1の1ページから5ページをごらん願います。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により6月11日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

本条例改正案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が、本年3月31日付、法律第18号として交付され、4月1日に施行されたことに伴いまして、市立高等学校における授業料を不徴収とし、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的に本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の5ページ、あわせて表紙番号3の条 例等新旧対照表1ページ上段をごらん願います。 本案は、市立高等学校の授業料を徴収しないことにするものでありますが、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある生徒については、法の規定に基づきまして授業料を徴収するものでございます。

第3条に、新たに第1項として項を追加し、授業料を徴収する生徒について規定するほか、 項を追加したことに伴いまして、条文の整理を行うものでございます。

第1項第1号として、規則で定める者を除き、修業年限を超えて在学している者から授業料を徴収するものです。規則で定める授業料を徴収しない者につきましては、留学、休学あるいは療養等のやむを得ない事情により留年し、修業年限を超えた場合となります。

同項2号として、既に高等学校等を卒業したことがある者について授業料を徴収するものです。

同第3号として、第1号及び第2号に掲げる者に準ずるものとして、規則で定めた者について授業料を徴収するものです。

授業料を徴収する場合の取り扱いにつきましては、県内高等学校において統一を図る必要があることから、県立高等学校を設置している宮城県及び本市以外で市立高等学校を設置している仙台市と同じ取り扱いといたしております。

なお、今年度、市立高等学校 2 校におきまして、授業料を徴収する要件に該当している生徒 はおりません。また、授業料を徴収する要件に該当した生徒におきましても、生活保護世帯や 低所得世帯につきましては授業料の減免に該当いたしますので、実質的に不徴収となります。

次に、附則でありますが、附則第1項は、施行期日を公布の日とするものであります。

附則第2項と第3項は、経過措置について規定するものでありますが、附則第2項は、改正後の新条例は平成22年度以後の年度に係る授業料について適用し、平成21年度までの年度に係る授業料については従前の例とするものでございます。

附則第3項は、平成22年度の授業料につきましては、既に1期分の納期限が過ぎていることから徴収しないこととし、本来の年額の4分の3の金額である8万9,100円とし、これを3期に区分し徴収しようとするものでございます。

なお、授業料不徴収分につきましては、授業料収入に相当する額が公立高等学校授業料不徴収交付金として国から交付されますが、交付金見込み額を本年度当初予算に計上しております。 以上で報告を終わります。

委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ござい

ませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) それでは、次に参ります。

報告第7号 専決処分の報告についてのうち、専決第11号 平成22年度石巻市一般会計補 正予算(第2号)(教育委員会の事務に係る部分)について報告を受けたいと思います。

これは、事務局長から説明をお願いいたします。

事務局長(今野慶正君) それでは、報告第7号 専決処分の報告について、専決第11号 平成22年度石巻市一般会計補正予算(第2号)(教育委員会の事務に係る部分)についてご報告を申し上げます。

本報告につきましては、専決第10号同様、平成22年市議会第2回定例会に提案するため、 石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕が ありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、 6月11日付で異議のない旨、専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

その内容でございますが、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に2,203万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66億5,397万1,000円とするものでございます。

その主な内容をご説明申し上げますので、4ページをごらん願います。

17款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金の社会教育費寄附金に、毛利コレクション等収蔵展示施設建設費に申し出のありました寄附金3件分、43万円を措置したものであります。なお、歳出予算の毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金において、同額を積立金として措置しております。

次に、6ページをごらん願います。

20款諸収入、5項雑入、3目雑入、保健体育費雑入では、財団法人地域活性化センターから 助成決定のありましたスポーツ少年団へ未加入の小学校1年生から3年生を対象に実施するキッズバラエティスポーツ教室への助成金100万円を措置したものであります。なお、歳出予算 の体育館費において、同額を財源振りかえとしております。

次に、8ページをごらん願います。

10款教育費、6項社会教育費、12目河北総合センター費に2,160万円を計上しておりますが、これは今年3月の暴風雨により、アリーナ側の金属屋根に被害を受けましたことから、改修工事費を措置したものであります。

以上で報告を終わります。

委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

第30号議案 石巻市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

委員長(阿部盛男君) これで報告事項を終わりまして、次に審議事項に入ります。

第30号議案 石巻市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則ついてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いいたします。

学校教育課長(山田元郎君) それでは、第30号議案 石巻市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

資料1の7ページ、8ページをお開き願います。あわせて、資料3新旧対照表の1ページから3ページまでをごらんください。

本年4月に開催いたしました平成22年度石巻市奨学生選考委員会において、奨学生募集に係る申請様式について一部修正の必要があるとの指摘を受けたこと、及び選考基準としてこれまで弾力的に運用してきた評定平均について、規則との整合を図る必要があることから所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容でありますが、これまで奨学生採用願の添付書類として健康診断書の提出を求めておりましたが、学校では毎年定期健診を実施しているということから、健康診断書にかえて、学校で保管する健康診断票の写しでも可としようとするもので、規則第2条第3号中の「健康診断書」の次に「又は児童生徒健康診断票の写し(ただし校長が証明するもの)」を加えようとするものでございます。あわせて、第1号中の対応する箇所の文言を修正しようとするものでございます。

次に、選考基準として用いる評定平均につきまして、これまで3.5程度を目安として選考してきた現状にかんがみ、第4条第2号中の「3.5以上でなければならない」を「3.5程度を基準とする」に改めようとするものでございます。

また、学校長が作成する奨学生推薦書について、推薦書としての性質から、様式第2号中の 人物評価の欄にある「C 奨学生として不適格と認められる者」を、Cを「奨学生としてやや 難はあるが適格と認められる者」に改めようとするものでございます。 施行期日につきましては、附則で公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対しましてご質疑ございましたら、どうぞ。

委員(佐藤公美君) 様式1号の健康診断書なんですけれども、学校の医師に限るなどの、

「児童生徒健康診断票の写しに代えることができる」で校長の証明するものというのは、この 様式を使うわけなんでしょうか。

学校教育課長(山田元郎君) 健康診断書の様式については、その所定の様式がございますので、それを写しに、つまりコピーをして奥書証明をつけて提出いただく形になると思います。

委員(佐藤公美君) 学校で書いて、校長先生が押すわけではないんですね。

委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。

委員(佐藤公美君) あともう一点ですけれども、人物のところで新旧ありますけれども、 以前はCの「奨学生として不適格と認められる者」というところに該当した生徒さんも、その 申請がなされていたということなんでしょうか。

委員長(阿部盛男君) 学校教育課長。

学校教育課長(山田元郎君) そういうことは一切なかったので、こういうことになったわけでございます。

委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。

委員(佐藤公美君) はい。

委員長(阿部盛男君) そのほかございましたら、どうぞ。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) 小中学校の健康診断票の様式というのは、「児童生徒健康診断票」 というふうに書いてあるんでしょうか、中学生の場合も。

学校教育課長(山田元郎君) 中学生の場合には「生徒」になりますけれども、小学校1年生から中学校3年生まで継続的に書かれて使っています。ですから、そうすると「児童生徒」にならないと小学校、中学校両方使えませんので、「児童生徒」という言葉を使っています。

委員長(阿部盛男君) 中学校で新たにつくるんではないんですね。

学校教育課長(山田元郎君) 様式はそのまま9年間で使っております。

委員長(阿部盛男君) そうですか。それで「児童生徒」というふうになっているんですね。 そのほかございませんでしょうか。

(「では、1点よろしいですか」と呼ぶ者あり)

委員長(阿部盛男君) はい。どうぞ。

委員(鶴岡昭雄君) 以前と改正の部分を比較すると、以前は明確に数字上でも例えば3.5 以上というと、もう明確にわかりましたよね。3.5程度とか、ややとかというと非常にあいまいで、その辺を評価していかなければいけないのかなと思いますけれども、人物評価で「奨学生としてやや難はあるが」の部分がちょっと引っかかったんですけれども、「適格と認められる」、「やや難」があるのに「適格」という言葉に非常にこう結びつきにくかったものですから、その辺どのような。

委員長(阿部盛男君) ここのところの解釈、何かなかったでしょうか、文書をつくるのに。 学校教育課長(山田元郎君) 選考基準というのがたくさんございますけれども、成績がぎ りぎりであるとか、あと家庭の収入のほうが申請するにはちょっとぎりぎりであるとか、本当 にボーダーラインの部分のところの表現というのは難しいのではないかというところで、そう いう形で表現しているところでございます。 1 つのボーダーラインの基準の部分での、でも推 薦はします、ほかのところがすぐれていますのでというふうなことでご理解いただければと思 います。

委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。

ここのところは、以前は3.5以上というのがあったが、その後、議会のほうでは、財源潤沢であるし、基準を緩めて多くの者に対応してはどうかというふうなことがあって、それを受けての変更、改正ということになりますか。

学校教育課長(山田元郎君) それも当然含めております。

委員長(阿部盛男君) そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) では、ないようでしたら、第30号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長(阿部盛男君) 異議がございませんので、第30号議案については原案のとおり決定 いたします。

第31号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

委員長(阿部盛男君) 次に、第31号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱 についてを議題といたします。 学校管理課長から説明をお願いいたします。

学校管理課長(菅原正好君) ただいま上程されました第31号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の9ページをごらん願います。

石巻市学校給食センター運営委員会委員は、石巻市学校給食センター条例第4条の規定によりまして、学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、教育委員会の諮問機関として石巻市学校給食センター運営委員会を設置することとし、同条例第5条の規定により、委員は学識経験者、関係学校長、児童生徒の保護者及び関係行政機関の代表者20名により組織することといたし、教育委員会が委嘱することとなっております。

本案は、この学校給食センター運営委員会委員における関係学校長としての委員8名のうち、 退職及び人事異動並びに牡鹿地区中学校の統合により欠員となっております4名の後任委員に つきまして、石巻市立小中学校校長会からご推薦をいただきましたことから、補欠委員候補者 名簿の4名の委嘱につきまして議決を得ようとするものでございます。

なお、委員の任期は平成22年7月1日から平成23年6月30日まででございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら。ございませんですか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第31号議案については原案のとおり決すること にしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長(阿部盛男君) 異議がございませんので、第31号議案については原案のとおりに決することにいたします。

第32号議案 予算案等に対する意見について

委員長(阿部盛男君) それでは、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

事務局のほうから、本日の議事日程に予算案等に対する意見についてを追加したいとの申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条に基づいて、議事日程に追加することとしてよるしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長(阿部盛男君) では、異議ありませんので、予算案に対する意見についてを32号議案として日程に追加いたします。

このことについては、学校管理課長のほうから説明をお願いいたします。

学校管理課長(菅原正好君) ただいま提案されました第32号議案 予算案等に対する意見 についてご説明申し上げます。

ただいま配付されました議案をごらん願います。

本件につきましては、現在開催されております市議会第2回定例会に追加提案予定の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本日付で石巻市長から意見を求められましたので、異議がない旨、回答しようとするものであります。

本案は、学校給食費の保護者負担における公平性と公正性の確保のため、再三の督促と納付指導に応じない滞納者2名に対し、平成22年5月14日に石巻簡易裁判所へ学校給食費の支払い督促の申し立てを行いましたところ、そのうちの1名から毎月5,000円ずつ分割納付することについて債権者と話し合いを希望するとの申し出が裁判所に提出されました。未納全額の支払い督促に対して分割払いの申し出は異議申し立てに該当し、民事訴訟法第395条の規定により、異議申し立てがあった場合は支払い督促申し立てのときにさかのぼって本市が訴えの提起を行ったものと見なされ、また訴えの提起は地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を要するものでありますことから、市議会に追加提案しようとするものであります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第32号議案については原案のとおり決すること にしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

委員長(阿部盛男君) 異議がございませんので、第32号議案については原案のとおり決することにいたします。

その他

委員長(阿部盛男君) それでは、その他に入ります。

まず、委員さん方から何かございましたら、どうぞ。

(「ちょっといいですか。戻る格好で申しわけないですけれども」との 声あり)

委員長(阿部盛男君) はい、どうぞ。

委員(鶴岡昭雄君) 先ほどの学校給食センター運営委員の部分で、確認したいんですけれ ども。

委員長(阿部盛男君) それでは、9ページをお開き願いますか。

委員(鶴岡昭雄君) 補欠委員ということで4名の方が新任ということなんですけれども、 ほかの方々の任期はこれ4月1日からでしたか。

委員長(阿部盛男君) 学校管理課長。

学校管理課長(菅原正好君) 昨年の7月1日から来年23年6月30日までの2年間という ことになっております。

委員(鶴岡昭雄君) そうですか。わかりました。4月からかなと思ったものですから、そうすると、在任期間があれなのかなと思って。

委員長(阿部盛男君) そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) 学校管理課長にお聞きします。

給食センターが旧町にはそれぞれ1つずつあるんですか。それから、石巻市にありますよね。 学校管理課長(菅原正好君) 旧町地区について、6町に1カ所ずつではなくて、今、市内 全体で6センターがございまして、渡波、湊、住吉、これが旧市地区でございます。それで、 そのほかに河北センター、河南センター、牡鹿センターの3地区、3カ所がございまして、河 北センターで所管しておりますのが、河北地区と北上地区、雄勝地区、それからあと河南セン ターが河南地区と桃生地区を所管してございます。

委員長(阿部盛男君) そうしたとき、給食センターから各小中学校へ給食が配膳されるということはやっていますね。実際に、子供たちがお昼ご飯を食べて、各学校などから、それぞれの給食センターへ何かクレームというか、そういうふうなものはあるものでしょうか。

学校管理課長(菅原正好君) クレームといいますか、例えば、たまに不純物が入るという 形で、異物混入をする場合はございます。ただ、そういった部分については、なぜそういうこ とになったのかきちんと原因調査をいたしまして、再発防止に努めております。あとは、実質、 その配送、配膳の部分につきましては、大体時間を決めて、毎日学校の給食時間に合わせて何 時まで届くようにということで時間を守るように努めておりますので、特にクレームといいま すか、そういった際立った苦情という形では上がってきておりません。

委員長(阿部盛男君) そうですか。1週5日間のうち4日間が米飯給食ですが子どもたちの感想などはどうなんでしょうか。パンがいいとかなんていうのはないんですか。

学校管理課長(菅原正好君) その辺は個々人の趣味趣向といいますか、好みも大きいようなので一概にはなかなか難しいようですが、各給食センターなどを回りますと、実際に配送している学校の児童生徒さんから調理員さんへの感謝の手紙ですとか、そういう絵なども飾ってございますので、やはり実際にそういった部分できちんと評価されているということでありがたいというふうに感じております。

委員長(阿部盛男君) そうですか。はい、わかりました。

そのほか、委員の皆さん、ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) 別件になりますが、放送大学がビックバンの施設の一部に移りましたね、放送大が設置されたということで。その後、利用状況はどんなものでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長(高橋忠之君) 放送大学がメディアシップの中に移設したということで、その利用状況でございますけれども、その比較するところというのが余りないものですからよくできないんですけれども、大体1日に1件程度利用されているといったところでございます。それで、その範囲ですけれども、やはり旧市内、それから旧河北が多いようでございます。

今後、どのような推移になっていきますかよくわかりませんけれども、やはりそのPRを兼ねて広く県内に、ビックバンに再視聴施設があるんだということでPRをしていきたいと思っています。

委員長(阿部盛男君) 1日1件程度というと、それぞれの放送大学の受講生というか大学生は、それぞれの時間帯で再放送を見なくてもいい状態になっているからそうなのか、あるいは今、課長さんおっしゃるように、ここのメディアシップの中にこういう施設整備、いいのがあって利用してくださいという受講生向けのPRが足りないのか、どっちかななんて思ったんですが、今後PRなどにも意を注いでいただければいいかななんていうふうに思いました。よるしくお願いします。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長(高橋忠之君) その辺につきましては、4月3日に開所 式がありましたけれども、そのときに各生徒さん方には4月1日からやっていますということ はご連絡差し上げていました。

委員長(阿部盛男君) はい、わかりました。

それから、学校教育課長にお聞きいたします。

地域の中学生保護者の方々ですが、何かのちょっとした集まりがあったとき、注意を厳しく してほしいんだがということでちょっと意見があったんです。

その内容というのは、中学生の中に何かズボンのはき方が、いわゆる腰パンと言うんですか、ベルトを腰の、お尻のあたりまできているというのが最近特に目立つようだと、1つの学校ばかりじゃないようです。そんなことを各学校の校長先生方は実態を踏まえておられるのか。学校にもよるんでしょうけれども、校門での朝のいろいろな指導で、あるいは日常の学校生活の中で、こうだらだらとしているのは目につくはずで、まず担任が目につくでしょうから、そういったことについての、服装についての指導をひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

学校教育課長(山田元郎君) はい。校長会や、あと生徒指導担当者会で、こちらのほうで 啓蒙していきたいと思います。

委員長(阿部盛男君) 教育委員会はどういう指導を現場にしているのかなという地域住民 の方々の考えもあるようですので、ひとつよろしくお願いいたします。

そのほか、委員の方々からございませんでしょうか。

(「よろしいですか」との声あり)

委員長(阿部盛男君) はい、どうぞ。

委員(津嶋ユウ君) どなたにお聞きしたらいいんだかわからないんですが、3月だったか4月だったかのころの新聞の記事で出ていたんですが、石巻市の組織改編というのか、例えば4課あったのを何かまとめて何課にするとかというふうな方向で考えているということで、8月あたりに大きく組織改編するような記事を新聞で読んだ覚えがあるのですが、関連して教育委員会内部の組織にもそういうものの影響というのか、何か変えていく方向に考えているのかどうか。もし、ありましたら、8月というのは間もないんですけれども、その辺は私たちも知りたいと思うんですが。

教育総務課長(吉田祐二君) 私のほうから、現在の状況についてご報告させていただきます。

この教育事務所の廃止というのは、もともと市の行政改革大綱あるいは集中改革プランとい うことの中で、行政のスリム化ということの中からずっと進めてこられておりまして、教育委 員会としましては、今回8月1日に、現在あります教育事務所、旧町地区にございますけれど も、そこの教育事務所の事務部分については本庁の所管課に集約いたしまして、事務所は廃止 する方向で現在進められております。

委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。

委員(津嶋ユウ君) 教育委員会事務局の変更とかは特にはないんですか。人数が減るとか ふえるとか、課が減るとかふえるとか、その辺。

教育総務課長(吉田祐二君) 現段階では、教育委員会事務局内の課の再編については、23 年度以降に、今後の推移といいますか経過を見ながら進めていくということでございまして、 現段階で本庁所管課がいずれいつの時期でこうなるという形での再編は示されておりません。

委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。

そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) それでは、課長さん方、事務所の所長さん方、ございましたら、どうぞ。

図書館長どうぞ。

参事兼図書館長(千葉和江君) 図書館から図書館システム更新のための貸し出し休止と全面休館についてご説明申し上げます。

10月1日より新しい図書館システムが更新されますが、これに伴い、8月31日火曜日から9月9日木曜日までは本の貸し出しはしないで館内閲覧だけとなります。それと、また翌10日金曜日から9月30日木曜日までは全面休館となります。ご利用者の皆様には大変ご不便をおかけすることになると思いますけれども、市報やホームページ、あと館内掲示などでご理解を得たと思っております。

以上でございます。

委員長(阿部盛男君) ご質問等ございますか、関連して。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) そのほかございましたら。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) それでは、事務局から来月の予定についてお願いします。

書記 (大崎正吾君) それでは、次回日程についてお知らせいたします。

次回、7月の定例会につきましては、7月29日木曜日、午後1時30分から、本庁舎6階の

議会委員会室で開催する予定です。よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長(阿部盛男君) それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。 午後 2時30分閉会

> 教育委員長 阿 部 盛 男 署名委員 津 嶋 ユ ウ